

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領

(平成 27 年 2 月 19 日平成 26 年度要領第 11 号)

最近改正 平成 28 年 6 月 21 日平成 28 年度要領第 3 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 18 号。以下「交付要綱」という。)第 22 条の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマーク(以下「ロゴマーク等」という。)の表示に関し必要な事項を定める。

(表示方法)

第 2 条 ロゴマーク等の表示方法については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 施設への表示方法

施設については、ロゴマーク等を表示した標識を設置すること。なお、標識は、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 大きさは、B3 サイズ(縦 364mm×横 514mm)以上とすること。

イ 材質は、耐久性のあるものとする。

ウ 表示文は、「この〇〇は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備されたものです」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて整備した施設であることを明確に表現したものとする。

エ 設置場所は、施設の入口等人目につく場所とすること。

(2) スポーツ教室、スポーツ大会等における表示方法

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)から配布又は貸与されたフラッグやバナーについては、見やすい位置に表示すること。

イ 看板については、ロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「スポーツ振興くじ助成事業」、「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施(開催)されています」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとする。

(3) パンフレットその他の印刷物への表示方法

パンフレットその他の印刷物については、ロゴマーク等を見やすい位置(原則として表紙)に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「スポーツ振興くじ助成事業」、「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施(開催)されています」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとする。

(4) Web サイトへの表示方法

助成事業者の Web サイトに、助成事業の案内や報告を掲載する場合は、ロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「スポーツ振興くじ助成事業」、「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施(開催)されています」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

(5) 取得財産等への表示方法

助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、ロゴマークを表示すること。

(6) その他の表示方法

前各号以外の方法による場合は、事前に、電子メール等で表示方法が分かる資料をセンターに提出し、承認を得ること。

センターは、表示方法を確認の上、電子メール等により回答する。

(表示に係る手続)

第3条 表示する際に必要なロゴマークは、センターのホームページからダウンロードして使用することとし、次の内容が分かる資料を電子メール等でセンターに提出すること。

(1) 施設への表示(第2条第1項第1号に係る表示)

標識の設置場所、標識記載の文言(案)及び標識の大きさ・材質・固定方法

(2) その他の表示(第2条第1項第2号から第6号に係る表示)

表示位置、表示の文言(案)及び表示の大きさ

2 センターは、提出された資料について、表示の内容を確認の上、電子メール等により回答する。

この際、表示の内容に問題がない場合は、そのまま事業を実施(ロゴマーク等を表示)し、センターから指摘のあった場合は、表示の内容を修正の上、改めて修正された内容が分かる資料をセンターに提出すること。センターは、修正された内容を確認の上、電子メール等により回答する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月21日平成28年度要領第3号)

この要領は、平成28年6月21日から施行する。